



西原文書[にしはらもんじょ]の展示について（情報追加）

永禄 7（1564）年正月、小金城主高城氏は、市川に陣取る里見軍の動静を探っていました。高城氏の知らせを受けた知将・北条氏康は、短期決戦を決意して市川国府台へ殺到し、里見を打倒します。小金領（松戸・市川・流山・柏・鎌ヶ谷などを含む地域）の領主高城氏ならではの情報収集力を駆使し、小金領内での大合戦を勝利に導いたのです。このような合戦直前の緊迫した状況がリアルに実感できる史料をはじめ、新たに収蔵した戦国時代の貴重な古文書 10 点を、順次展示します（史料の劣化防止のため、現在 6 点を展示しています）。

なお 1 点 1 点の古文書の解説はもちろん、「文字探し」を楽しめるパネルも設けました。さらに希望者には古文書の解説文・書き^{くだ}下し文のリーフレットを無料配布しています。

1.場 所 市立博物館 総合展示室内（一般の方は観覧料が必要です）

2.日 時 平成 28 年 4 月 29 日から（平成 29 年 3 月 31 日までの予定）

3.関連企画 ①6 月 12 日(日)13 時～ 学芸員講演会「西原文書の世界」

於市立博物館講堂（当日受付）

②9 月 9 日～11 月 18 日の隔週金曜日 18 時 30 分～20 時 30 分

講座「戦国末期の史料を読むー西原文書の世界ー」

於女性センターゆうまつど（全 6 回／要事前申込）

③平成 28 年度内 外部研究者（大学教授等）による関連講演会

於市立博物館講堂（要事前申込）

4.西原文書取得に至る経緯

平成 3 年 5 月 西原文書調査

平成 5 年 4 月 市立博物館開館、西原文書を用いた映像展示公開（～現在も公開中）。

平成 8 年 10 月 企画展示「小金城主高城氏」にて西原文書 1 点を借用・展示。

平成 13 年 10 月 企画展示「中世の東葛飾」にて西原文書 1 点を借用・展示。

平成 18 年 10 月 企画展示「戦国の城をさぐる」にて西原文書 5 点を借用・展示。

平成 26 年 9 月 所蔵者の西原一夫氏より売却方法・売却先等の相談を受け、精査。

平成 28 年 2 月 27 日 博物館資料等選定評価委員会開催。購入及び購入価格に付き「適」。

平成 28 年 3 月 25 日 契約締結。

平成 28 年 4 月 11 日 美術品等取得基金より支出。



5.添付資料 「別紙1」参照

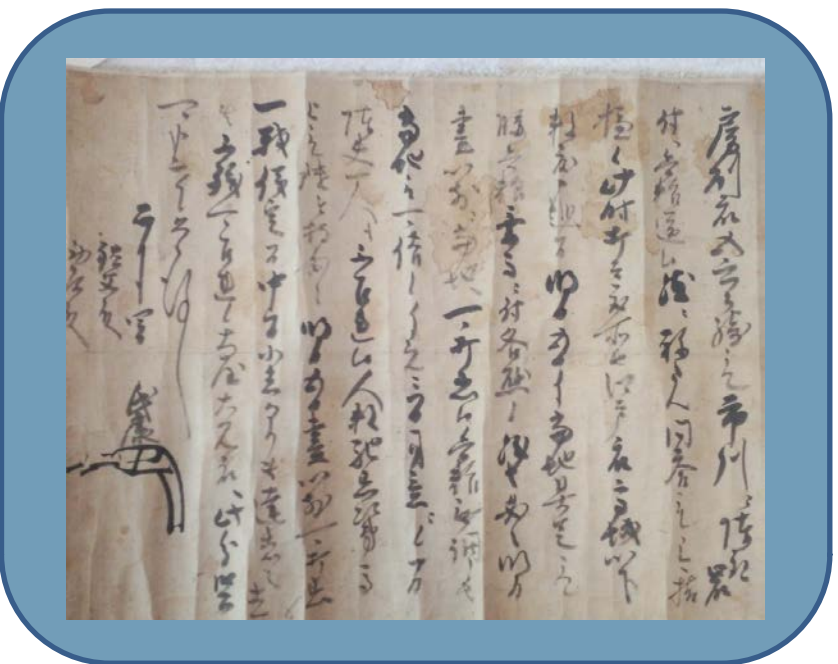
西原文書リスト

No.	名称	年月日				解読文 No.
		西暦	和暦	月	日	
1	北条氏康書状	1564	永禄7	1	4	1
2	北条氏忠判物	1570	永禄13	5	22	
3	今川氏真書状	1568	永禄11	12	16	3
4	今川氏真感状	1569	永禄12	4	20	4
5	北条家虎朱印状	1563	永禄6	4	晦	
6	北条家虎朱印状	1564	永禄7	5	10	2
7	北条家虎朱印状	1565	永禄8	2	2	5
8	北条家虎朱印状	1565	永禄8	2	10	6
9	北条家虎朱印状	1571	元亀2	4	10	
10	北条氏忠朱印状	1571	元亀2	9	26	

【問い合わせ先】

教) 生涯学習部 市立博物館 ☎047-384-8181

松戸市関連の中世古文書「西原文書」購入の意義について



★風雲急を告げる松戸そして小金。里見・北条両軍は、国府台へ向けて、運命の時を迎えつつあった。それは東葛飾の主である高城氏とその配下の700騎におよぶ家来、町や村の住人たちすべてにとって、重要な意味を持つ戦いだった・・・。

★国府台合戦直前の情報戦で、小金城主高城氏が決定的な役割を担ったことがわかる唯一の史料です。「市川」に陣取る「房州衆」里見氏の動静は、武田信玄・上杉謙信に匹敵する知将北条氏康へ「江戸衆・高城」が「数度申し越す」と逐一報告していました。この情報をもとに氏康は、「岩付」太田氏ひいては謙信と連携する以前の里見氏を急襲する決断をします。2日後、北条方の大勝利に終わります。

★小金・松戸・市川とも、当時は「小金領」という高城氏の支配領域です。高城氏は領内の情報を的確に把握し、領内での大合戦を勝利に導いたと言えるでしょう。

★国府台合戦自体の史料が乏しい中、松戸の歴史にとっての重要性から、平成5年の市立博物館開館以来、常設展示ではこの古文書を題材にした映像を上映しています。

★また土豪と村のシビアな関係が明らかになる古文書、「松戸・市川」が里見氏に攻撃された事件と連動する武田信玄の動向が知られる史料など、5点の古文書は当館で借用し、展示会で展示させていただいた実績があります。

★これら計10点を数える西原文書は、伊豆国の土豪を先祖とする西原家が400年以上にわたって代々伝えてきた、稀有な古文書群です。ところが近年、同様の個人所蔵文書群が諸般の事情から個別に売買された結果、そのほとんどが行方不明となる事態が多発しています。近隣では、最後の小金城主高城胤則書状を含む、柏市の染谷文書の散逸（他の一点を除いて行方不明）の例があります。古文書群は、一つの群として一括して保存されなければなりません。

★翻って、当館所蔵の古文書の現状を考えると、江戸時代（近世）の古文書が寄贈・寄託合わせて100点を超えるのに対し、中世のそれらは戦国時代のみ5点に過ぎません（寄贈4点・寄託1点）。量の乏しさは歴然としています。

★以上、当市にとっての当該史料の重要性、当館の史料収蔵状況、また古文書群の扱われ方の大原則などから鑑みて、西原文書を10点を一括購入しました。

1 西原文書を伝えた西原家について

★西原家は伊豆国と相模国との国境近く、現在の静岡県田方郡函南町を本拠とした戦国時代の土豪※です。家の歴史を伝えるもっとも古い史料が今回購入した1560～1570年代の古文書なので、同郡仁田郷（にったごう）などを本拠に、小田原の大大名北条家に仕えて活躍した武士、と言えます。東葛飾郡よりも広い小金領の領主高城氏と比べると規模は小さいですが、北条家の家来という点では「同僚」です。

★天正18年（1590年）の豊臣秀吉襲来で北条家が滅ぼされると、西原氏は現在の函南町で農業に転じ、江戸時代を通じて存続しました。

★近代に入ってから、先代当主が函南町から沼津市へ移り、薬局経営に転じます。昭和20年（1945年）7月16日、資材や子どもたちを函南の家に疎開する作業中に、ふと気付いた当時の当主が、西原文書10点を荷物に積みました。翌17日、米軍による沼津大空襲によって店は焼失します。

※土豪：村の運営に関与する家柄で、同時に半農半武士的性格を持った存在。

2 展示計画

第1期 平成28年4月29日～9月4日（予定）

- 1 北条氏康書状 (永禄7-1564年)1月4日
- 2 北条家虎朱印状 永禄7(1564)年5月10日
- 3 今川氏真書状 永禄11(1568)年12月16日
- 4 今川氏真感状 永禄12(1569)年4月20日
- 5 北条家虎朱印状 永禄8(1565)年2月2日
- 6 北条家虎朱印状 (永禄8-1565年)2月10日

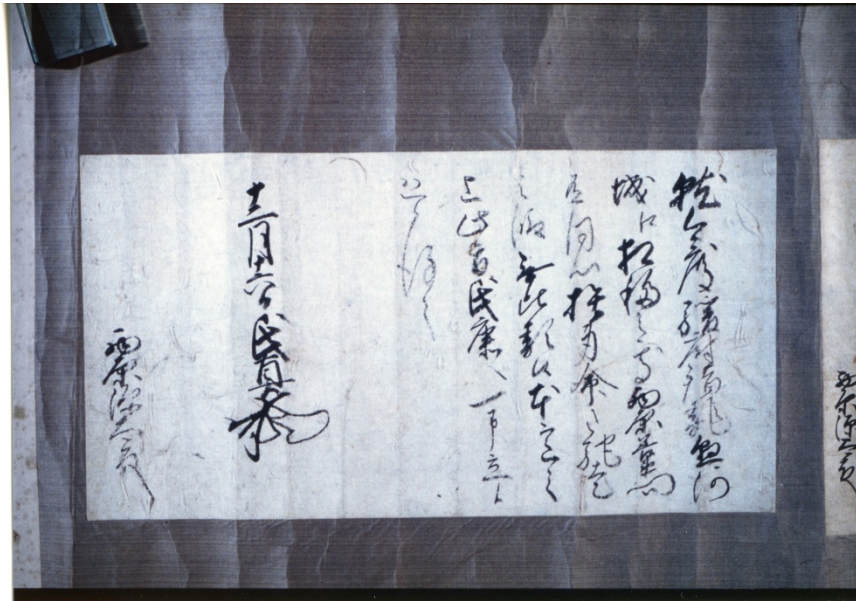
第2期 平成28年9月6日～11月27日（予定）

- 7 北条氏忠判物 永禄13(1570)年5月22日
- 8 北条氏忠朱印状 (元亀2-1571年)9月26日

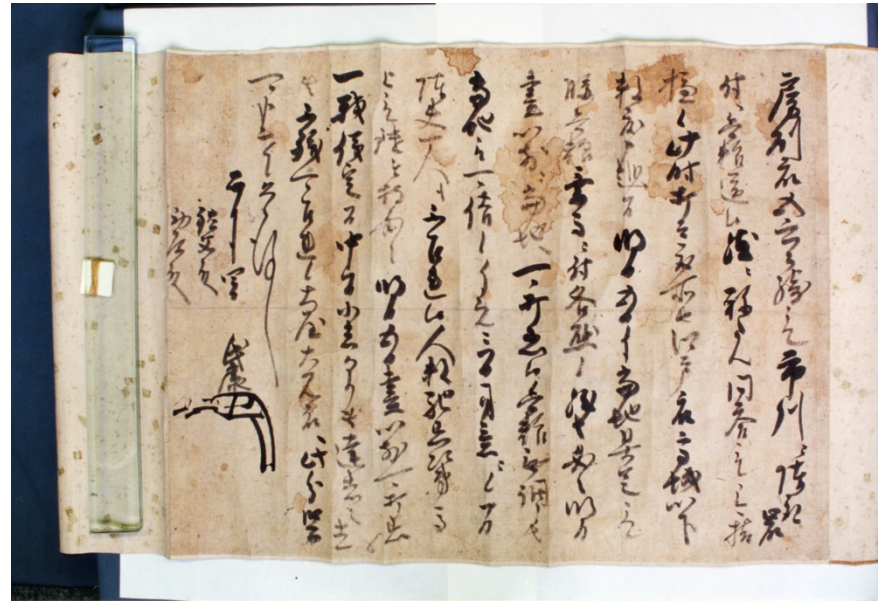
第3期 平成28年11月29日～平成29年3月31日（予定）

- 1 北条氏康書状 (永禄7-1564年)1月4日
- 9 北条家虎朱印状 永禄6(1563)年4月晦日
- 10 北条家虎朱印状 元亀2(1571)年4月10日

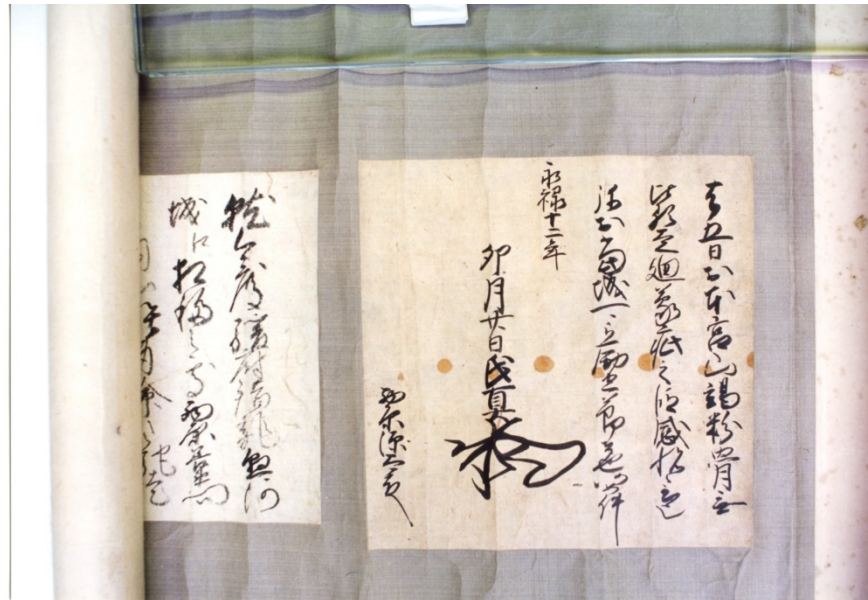
3 今川氏真書状



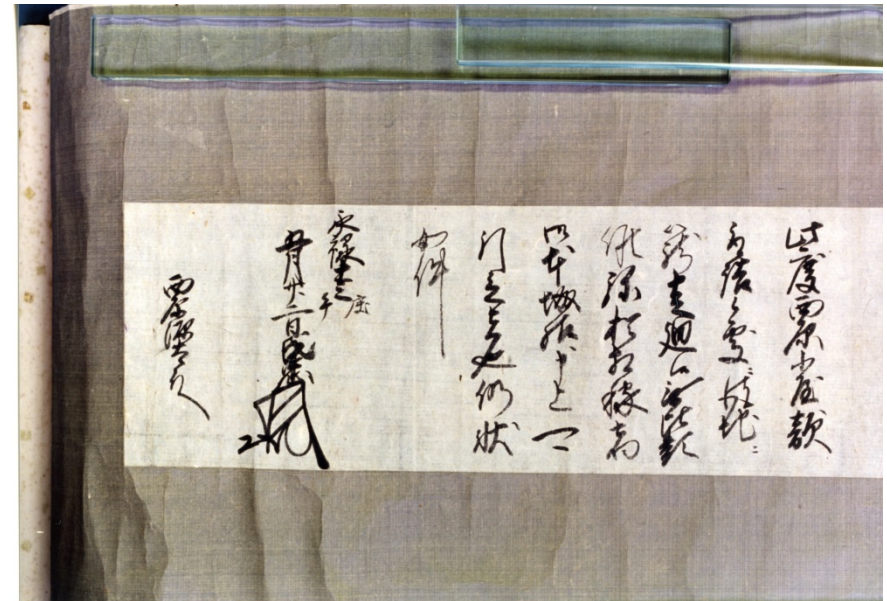
1 北条氏康書状



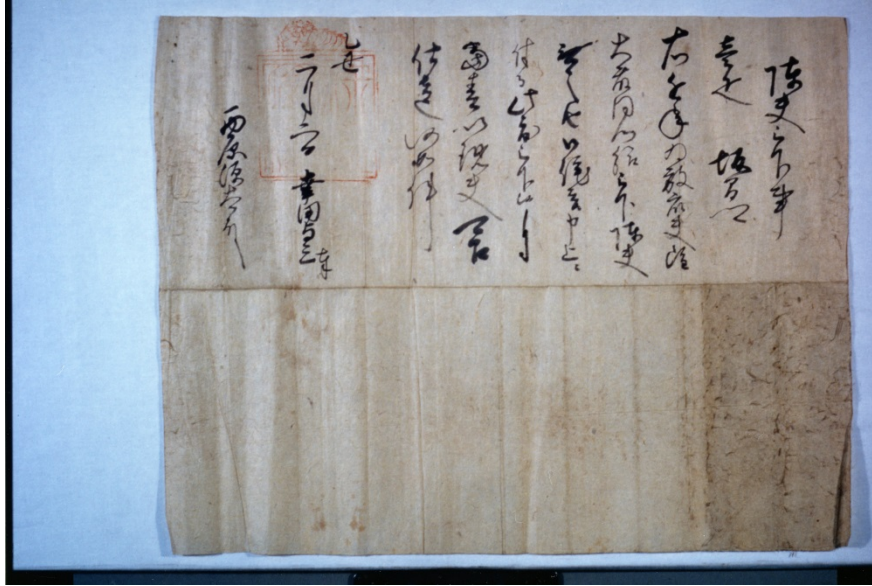
4 今川氏真感状



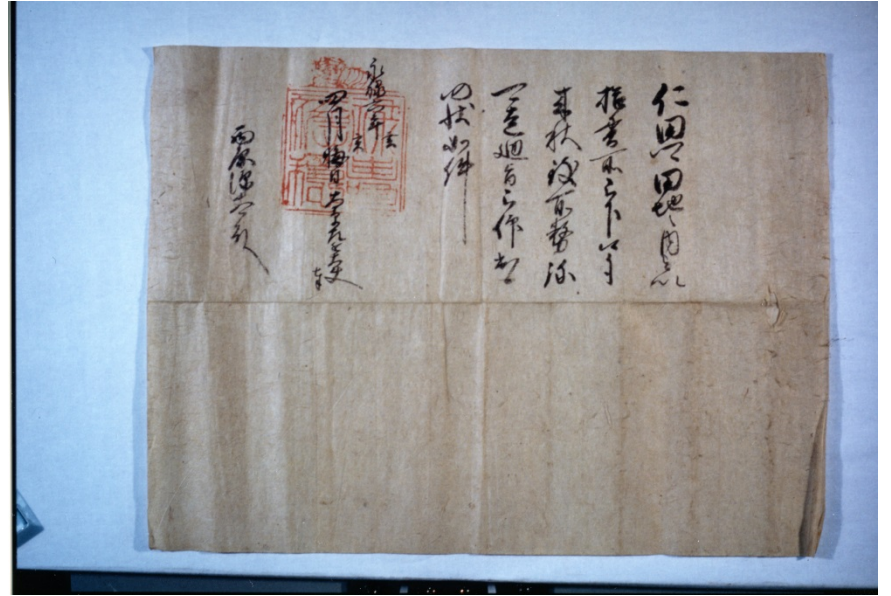
2 北条氏忠判物



7 北条家虎朱印状



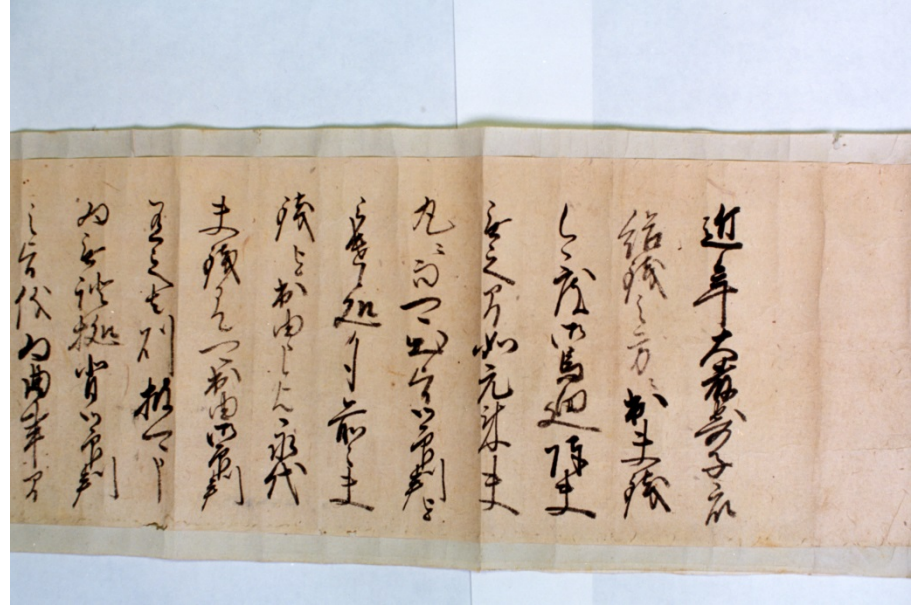
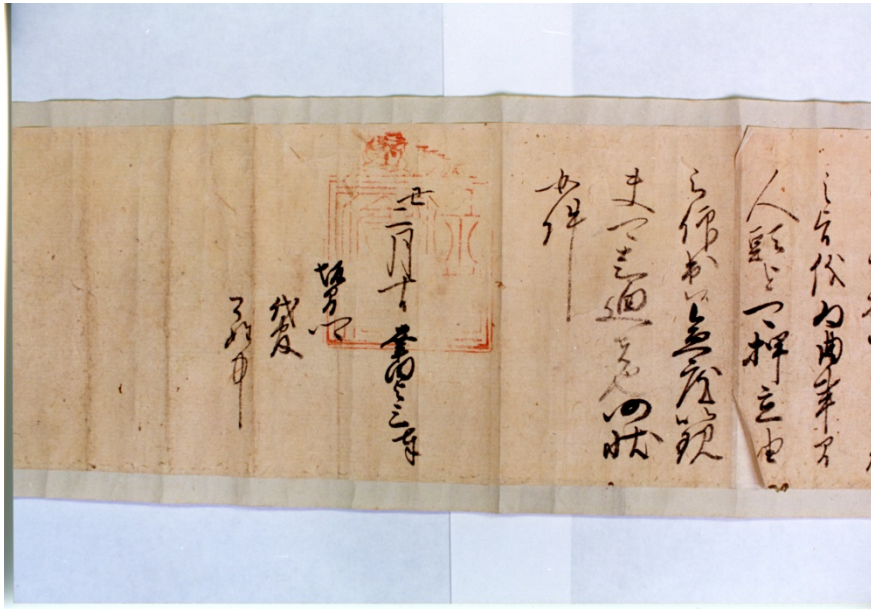
5 北条家虎朱印状



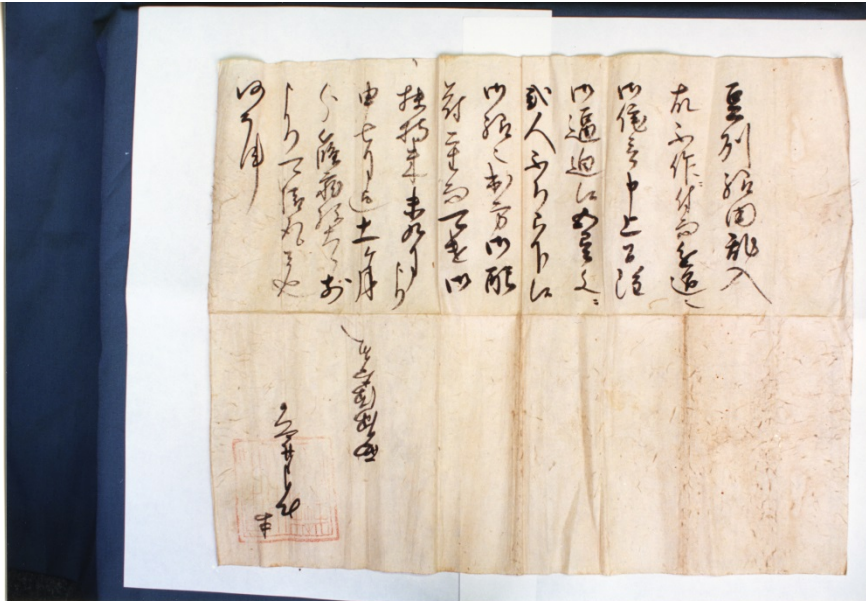
6 北条家虎朱印状



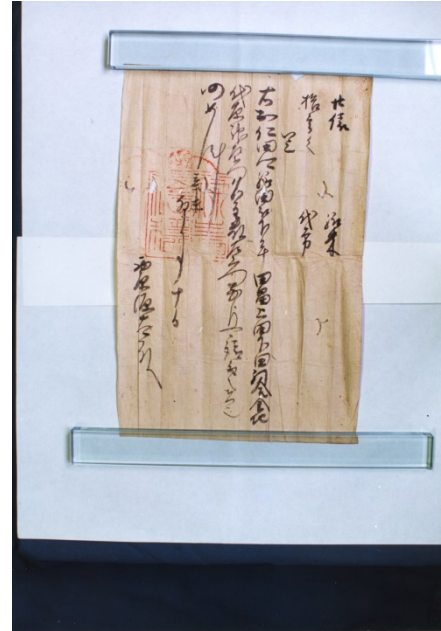
8 北条家虎朱印状



10 北条氏忠朱印状



9 北条家虎朱印状



西原文書

解読文と書き下し文

1 北条氏康書状 (永禄七―一五六四年)正月四日

(里見氏)房州衆五六百騎(市川市)にて市川(さいたま市)陣取、岩

付(太田氏)へ兵糧送候、然(しかる)ニ値多(ねだん)ん問答(に)にて、于(に)レ今指

據(のび)候、此時打(ひ)而取所由、江戸衆・高城(たかぎ)以下

数度申越間、明日五日自(当地)ニ當地一具足(当地)にて、

腰兵糧乘馬(腰兵糧)ニ付、各懸候、然者、必々明日

晝以前(昼)ニ當地(当地)へ可ニ打着(兵糧)一候、兵糧無調候者、

當地(当地)にて可レ借候、自レ元三日用意ニ候間、

陣夫一人も不ニ召連一候、人数馳着次第、馬

上ニて鎧(昼)を持、必々明日五日晝以前、可ニ打着(昼)一候、

一戦儀定間、中間・小者なり共、達者之者

共、不レ残可ニ召連一候、土屋・大見衆へ、此分堅

可ニ申遣一候、恐々謹言、

正月四日 (北条)氏康 (花押)

秩父殿

西原殿



1 北条氏康書状 (永禄七一五六年)正月四日

※「／」は文意の切れ目です。

(里見氏) 房州衆五、六百騎にて市川(市川市)に陣取り、岩

付へ兵糧送り候(太田氏)ひょうろう、しかるにねたん問答にて、今に指し

據(江戸城遠山氏)たかぎ(小金城主)び候、この時打ちて取る所のよし、江戸衆・高城以下

数度申し越す間(小田原城カ)、／明日五日当地(小田原城カ)より具足にて、

腰兵糧を乗馬に付け、おのおの懸(駆け)け候、／ しからば、必々明日

昼以前(小田原城カ)に当地へ打ち着くべく候、兵糧無調候わば、

当地(小田原城カ)にて借るべく候、もとより三日用意に候間(あいだ)、

陣夫一人も召し連れず候、人数馳(は)せ着き次第、馬(ば)

上(じょう)にて鑓(やり)を持ち、必々明日五日夜以前、打ち着くべく候、

一戦儀定むる間(あいだ)、中間・小者なれ共、達者(たっしゃ)の者(もの)

共(ども)、残らず召し連るべく候、／ 土屋・大見衆へ、この分堅(かた)く

申し遣(つかわ)すべく候、恐々謹言、

正月四日 (北条) 氏康 (花押)

秩父殿

西原殿

2 北条家虎朱印状 永禄七(一五六四)年五月十日

為^二増給米^一 貳拾俵、被^レ下候、
(二十)

從^二来秋^一、仁田郷善右衛門尉
(西原氏カ)

代官所之内を以、前引^二

可^二請取^一之、向^後 弥 無^二
(きょうこう) (いよいよ)

無沙汰^一、可^二走^一 廻^一 由、被^二仰出^一候、
(はし・り／めぐ・る)

仍如^レ件、

永禄七年^{甲子}

五月十日 (虎朱印) 大草左衛門大夫 奉

西原源太殿

3 今川氏真書状 永禄十一(一五六八)年十二月十六日

就^二今度駿府錯乱^一、懸河
(静岡市) (掛川市)

城江相移之处、西原善衛門尉

有^二同心^一、捨^二身命^一、令^二馳走^一

之段、無^二比類^一候、本意之

上、此旨氏康へ可^二申立^一候、
(このむね) (北条)

恐々謹言、

十二月十六日 氏真 (花押)
(今川)

西原源太殿

2 北条家虎朱印状 永禄七（一五六四）年五月十日

※「／」は文意の切れ目です。

増給米として二十俵、下され候、／

来秋より、仁田郷善右衛門尉

代官所の内をもって、前引きに

これを請け取るべし、／ 向後きようごういよいよ

無沙汰なく、走り廻るべきよし、仰せ出され候、／

よって件のごとし、

永禄七年甲子

五月十日

（虎朱印）大草左衛門大夫 奉

西原源太殿

3 今川氏真書状 永禄十一（一五六八）年十二月十六日

※「／」は文意の切れ目です。

このたび駿府錯乱につき、懸河（掛川市）

城へあい移るのところ、／ 西原善衛門尉

同心ありて、身命を捨て馳走せしむる

の段、比類無く候、／ 本意の

上、この旨氏康（北条）へ申し立つべく候、／

恐々謹言、

十二月十六日 氏真（今川）（花押）

西原源太殿

4 今川氏真感状 永禄十二(一五六九)年四月二十日

去五日、於(掛川市)本宮山(つくし)、竭二粉骨一、無二

比類一走廻、蒙レ疵之段、感悦之至也、

弥(いよいよ)於(当城)當城一、可レ被レ勵(勵)忠節一者也、仍如レ件、

永禄十二年

卯月廿日 氏真(今川)(花押)

西原源太殿

5 北条家虎朱印状 永禄八(一五六五)年二月二日

陣夫被レ下事

壹疋 坂間郷

右、近年為二放衆夫一、雖二

大藤同心給被レ下、陣夫(だいと)

無レ之由、御詫言申上(わびごと)二

付而、此旨被レ下候、自(て)(このむね)二

當春(当春)(げんぶ)一、以二現夫一可二召

使一者也、仍如レ件、

乙丑

二月二日 (虎朱印) 幸田与三奉

西原源太殿

4 今川氏真感状 永禄十二(一五六九)年四月二十日

※「／」は文意の切れ目です。

去んぬる五日、(掛川市)本官山において、ふんこつ粉骨を竭し、

比類無く走り廻り、きず疵を蒙るの段、感悦の至りなり、／

(掛川城)いよいよ当城において、忠節に励まるべきものなり、／よって件のごとし、

永禄十二年

卯月廿日 (今川)氏真(花押)

西原源太殿

5 北条家虎朱印状 永禄八(一五六五)年二月二日

※「／」は文意の切れ目です。

陣夫下さる事

壱疋 坂間郷 ー

右、近年放衆夫として、はなちしゆうぶ?

だいどう大藤同心給を下さるといえども、／陣夫

これ無きよし、おわびごと御詫言申し上ぐるに

付きて、この旨下され候、むねー

当春より、現夫をもつて召し使うべき

ものなり、／よって件のごとし、

乙丑

二月二日 (虎朱印) 幸田与三奉ず

西原源太殿

6 北条家虎朱印状 (永禄八・一五六五年)二月十日

近年大藤寄子衆、
(だいとう) (よりこしゆう)

給錢之方二出二夫錢一、
(おせん)

今度御馬廻陣夫
(おうままわりのじんぶ)

無レ之間、如二元来一、夫
(ぶ)

丸二而可レ出旨、御印判を
(まる) (て) (むね) (ごいんはん)

被レ遣候处、自二前々一夫

錢を出由に候歟、永代
(か)

夫錢にて可レ出由御印判

有レ之者、則 披 可レ申、
(すなわち) (ひらき)

為レ無二証拠一背二御印判

之旨一儀、為二曲事一聞、
(むね) (くせう)

人頭を可二押立一由、
(じんとう)

被二仰出候、急度以二現
(きつと) (げん)

夫一、可二走 廻 一者也、仍状
(はしりめぐる)

如レ件、

丑 二月十日 (虎朱印) 幸田与三奉

坂間郷

代官

百姓中

6 北条家虎朱印状 (永禄八・一五六五年)二月十日

※「／」は文意の切れ目です。

近年大藤寄子衆、
だいたうよりこしゆう

給銭の方に夫銭を出す、
ぶせん

このたび御馬廻の陣夫
おうまわり じんぶ

これ無きの間、元來のごとく、夫
ぶ

丸にて出すべき旨、御印判を
まる むね ごいんばん

遣わされ候ところ、前々より夫

銭を出すよしに候か、／ 永代

夫銭にて出べきよしの御印判

これ有らば、すなわち披き申すべし、

証拠無くして御印判

の旨に背くの儀、くせごとたるのあいだ、
むね

人頭を押し立つべきよし、
じんとう

仰せ出され候、きつと現
げん

夫をもって、走り廻るべきものなり、
ぶ 〃 よって状

件のごとし、

丑 二月十日 (虎朱印) 幸田与三奉

坂間郷

代官

百姓中